平成２３年（フ）第１２３号
山口県岩国市平田６丁目18番８号
破産者　有限会社翌檜建設工業
異議申述期間　平成24年７月17日まで
平成24年６月５日　山口地方裁判所岩国支部
平成２３年（フ）第２３６号
島根県飯石郡飯南町頓原2201番地
破産者　佐古　末男
異議申述期間　平成24年８月６日まで
平成24年６月５日　　松江地方裁判所民事部

免責審尋期日

平成２３年（フ）第１６５５８号
東京都中野区丸山１丁目11―16　丸山タウンハウスＣ棟２
破産者　河本　直樹
審尋期日　平成24年７月30日午前10時
平成24年６月１日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０３１号
東京都中央区日本橋箱崎町42番１号
清算株式会社　エルエイチ株式会社
代表清算人　加茂　善仁
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１号
山口県萩市大字椿東字浦田5000番地
再生債務者　学校法人萩学園
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　山口市黄金町５番９号　第二法曹ビル３階　猪俣法律事務所　弁護士　猪俣　俊雄
平成24年６月１日　　山口地方裁判所
平成２４年（再）第３号
福岡市東区箱崎７丁目９番58号
再生債務者　株式会社マキシムジャパン
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　福岡市中央区赤坂１丁目14番35号赤坂門ＡＩビル４階Ａ号室北古賀法律事務所　弁護士　北古賀康博
平成24年５月31日
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第６６号
長野県佐久市佐久平駅北25―４　ベルクレールＥＩＺＯＮ102号室、住民票上の住所東京都大田区久が原５丁目32番７号
再生債務者　伊藤　　篤
１　決定年月日時　平成24年６月１日午前11時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月２日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年８月６日から平成24年８月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２４年（再）第３号
東京都中央区銀座５丁目４番６号
再生債務者　株式会社吉祥
特別調査期間　平成24年６月28日から平成24年６月29日まで
平成24年５月31日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第９７号
東京都中央区日本橋人形町３丁目５番４号
再生債務者　全国水産加工業協同組合連合会
１　決議に付する再生計画案　平成24年５月16日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年７月４日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年６月26日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年６月20日
平成24年６月１日
東京地方裁判所民事第20部
平成２３年（再）第９８号
東京都中央区日本橋人形町３丁目５番４号　人形町ＭＳ―２ビル５階
再生債務者　全水加工連販売株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成24年５月16日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年７月４日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年６月26日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年６月20日
平成24年６月１日
東京地方裁判所民事第20部
平成２４年（再）第３号
東京都中央区銀座５丁目４番６号
再生債務者　株式会社吉祥
１　決議に付する再生計画案　平成24年５月22日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年７月３日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年６月25日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年６月19日
平成24年５月31日
東京地方裁判所民事第20部
平成２４年（再）第３７号
東京都世田谷区世田谷３丁目11番８号　上町マンション1011号、事業所住所東京都新宿区新宿３―11―11　ダイアン新宿ビル９階
再生債務者　新宿セントラルクリニックこと　林　　道也
１　決議に付する再生計画案　平成24年５月21日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年８月７日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年７月30日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年７月24日
平成24年６月１日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２２年（再）第２号
岐阜県羽島市桑原町八神2077番地
再生債務者　株式会社鈴木組
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年６月４日　　岐阜地方裁判所

再生手続終結

平成１９年（再）第５号
山形市大字船町字向野1518番地
再生債務者　日本観光株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年５月31日　　山形地方裁判所民事部
平成１９年（再）第６号
山形県東根市神町西６丁目３番14号
再生債務者　有限会社新星産業
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年５月31日　　山形地方裁判所民事部
平成１９年（再）第７号
山形市南栄町３丁目17番10号
再生債務者　双葉産業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年５月31日　　山形地方裁判所民事部